

私たち世田谷信用金庫は  
良質な住宅が「適正」に  
評価される  
未来の街づくりを  
応援しています。

専門家によるインスペクション  
(建物診断)で中古建物の寿命を  
判定し、これを参考にして融資  
期間や融資条件を決定します。



# 中古不動産向け オーナーズローン・ ビルオーナーズプラン

建物  
診断付

ふれあいを大切に



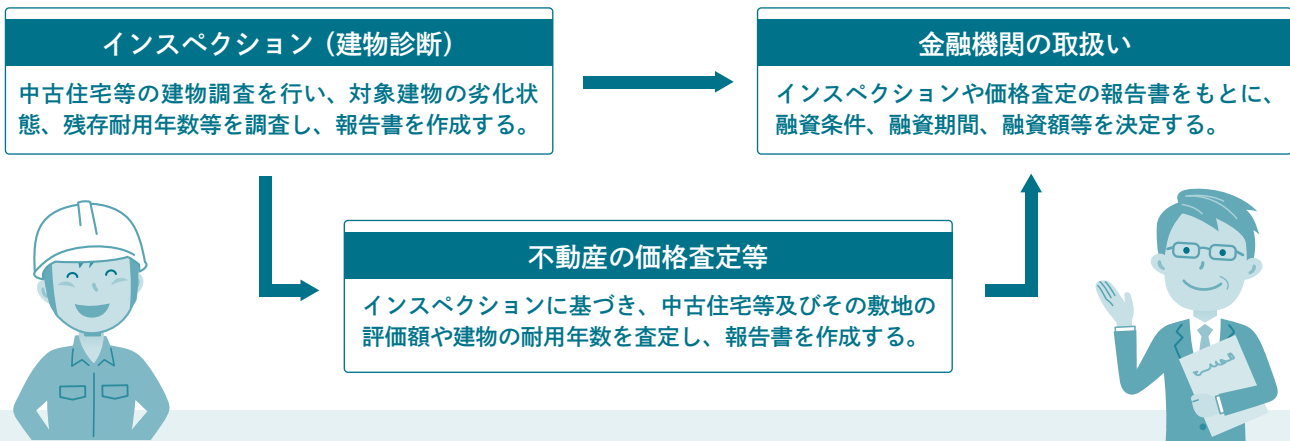
世田谷信用金庫

登録金融機関 関東財務局長(登金)第164号

◆ホームページアドレス <http://www.shinkin.co.jp/setagaya>

- |                                |                                 |                                 |                                  |                                |
|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| ● 本店<br>TEL:(03)3429-1151(代)   | ● 若林支店<br>TEL:(03)3422-7231(代)  | ● 永福町支店<br>TEL:(03)3322-4181(代) | ● 玉川支店<br>TEL:(03)3708-1281(代)   | ● 駒沢支店<br>TEL:(03)3422-3511(代) |
| ● 池尻支店<br>TEL:(03)3422-7221(代) | ● 用賀支店<br>TEL:(03)3700-7126(代)  | ● 宮崎台支店<br>TEL:(044)877-4441(代) | ● 区役所前支店<br>TEL:(03)3419-5131(代) | ● 烏山支店<br>TEL:(03)3307-8211(代) |
| ● 船橋支店<br>TEL:(03)3420-6161(代) | ● 六本木支店<br>TEL:(03)3568-6311(代) | ● 青葉台支店<br>TEL:(045)983-7111(代) | ● 等々力支店<br>TEL:(03)3701-1141(代)  |                                |

## 中古住宅の適正評価のしくみ



### 商品概要

#### ご利用いただける方

- 以下の事項をすべて満たす方とさせていただきます。
- ①当金庫の会員である個人もしくは会員となることができる個人の方。
  - ②借入時の年齢が満 20 歳以上で、当金庫営業地区内に当該物件を所有または購入予定の方。
  - ③原則として家賃の受入れは当金庫の預金口座を使用される方。
  - ④その他当金庫の融資基準を満たしている方。

#### 対象不動産

- 以下の事項をすべて満たす中古不動産とさせていただきます。
- ①原則として、建築基準法の基準を満たす不動産であること。
  - ②当金庫が指定する調査報告書により、当該不動産の評価が行えること（当金庫指定の建築士、土地家屋調査士、不動産鑑定士等の専門家による調査報告書が必要となります）。
- ※上記の調査報告書作成費用は、お客様負担とさせていただきます。

#### お使用みち

- ①共同住宅の増改築・リフォーム資金。
  - ②共同住宅の購入資金（購入時の修繕費用を含む）。
  - ③共同住宅のリノベーション資金。  
※リノベーションとは？  
建物の持つもともとの性能以上に新たな付加価値を再生させること。
  - ④他行肩代り資金（資金使途が共同住宅（店舗・事務所付きを含む）新築、増改築及び購入等に関するもの）。
  - ⑤その他、上記①～④に必要な諸費用。①～④に準じたお使用みち。
- ※①～③においてビルオーナーズプランについては、店舗・事務所等オフィスビルを対象とします。

#### ご融資限度額

10万円単位で、100万円～5億円を限度とします。

#### ご融資期間

1年以上30年以内（原則として、調査報告書に記載された残存耐用年数の範囲内とします）。  
※ビルオーナーズローンについては、1年以上25年以内（原則として、調査報告書に記載された残存耐用年数の範囲内とします）とします。

#### ご融資利率

変動金利。

#### ご返済方法

毎月元金均等返済または毎月元利金等割賦返済（1年以内の据置可能）。

#### 担保不動産

担保物件に当金庫が第一順位の抵当権を設定させていただきます（設定登記費用はお客様のご負担となります）。  
※借地の場合は、原則として取扱不可。

#### 連帯保証人

1名以上（原則として同居する相続人は全員とします）。

#### 火災保険

対象物件の火災保険金請求権に対し、質権を設定させていただきます。

#### その他

ご融資金額は原則として「不動産収支計算」により算出し、返済能力の範囲内である事とします。

\*お申込みにあたっては、当金庫所定の審査があり、その結果によってご融資可能な金額に限度があります（お断りする場合もございます）。

国土交通省では、健全な中古住宅・リフォーム市場の発展を図るため、良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、消費者が住生活に関するニーズを的確に充足できる環境を整備する取組を支援しております。